

51年度のガス・水道事業会計

どちらもホット一息ですが..... まだまだきびしい状況です

51年度 水道事業経理状況

収益的収入及び支出

収入 (単位万円)		
区分	科目	金額
営業収益	給水収益	29,029
	受託工事収益	3,891
	その他営業収益	861
営業外収益	受取利息	92
	雑収益	154

支出 (単位万円)

区分	科目	金額
営業費用	原水及び浄水費	4,614
	配水及び給水費	3,607
	受託工事費	3,759
	総係費	3,979
	減価償却費	4,892
	資産減耗費	4
営業外費用	その他営業費用	69
	企業債利息及び 企業債取扱諸費	12,746
	繰延勘定償却費 雑支出	93 28

水道事業では、昨年一年間で次のような仕事をしました。

処理施設の用地整備
五十三年度完成をめざす、排水処理施設の用地——三千八百六十六平方メートルの整備を完了しました。

配水管関係では——
減水や断水の解消のため、茨倉根地区などで、配水管の布設工事を行いました。

経理状況では——
料金と加入金の改定を行ったことで、二百三十四万円の当年

度純利益をあげる事ができました。

ガス事業では、次のような仕事をしました。

上木山などへ供給開始
下八枚供給所内の機械設備と新しく供給を開始した、上木山などの地域に中低圧管の布設工事を行いました。

経理状況では——
年間販売量は、昨年度より二六・八%伸びています。これにともない、千六百五十一万円の、当年度純利益をあげることができました。

■ガス水道検針・集金担当者が変わりました

水道検針が隔月になりました。それにともない各地区の担当者が表のように変更されました。どうぞよろしく——。

担当地区	検針者	集金者
新飯田・茨倉根(東置場を除く)	白野一二	白野一二
茨倉根(東置場)		明村セン
庄瀬	関口賢一	関口賢一
小林(戸頭・田中を除く)		明村セン
小林(戸頭)	田辺唯一	青木清一郎
白井(古川を除く)		田辺唯一
大郷(上記以外)		青木清一郎
大郷(引越・西笠巻)	笠巻栄作	田辺唯一
大郷(上記以外)		笠巻栄作
根岸(根岸・高井奥野)	田辺唯一	笠巻栄作
根岸(上記以外)		田辺唯一
白根(諏訪木・水道町・日の出町・砂押・一〜四の町・桜町の一部・南新町・五六の町・魚町・葵町・能登)	高橋光男	丸山栄八
小林(田中)	笠巻栄作	
白根(上記以外)	笠巻栄作	丸山栄八
白井(古川)		笠巻栄作

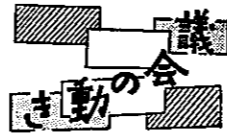
51年度 ガス事業経理状況

収益的収入及び支出

収入 (単位万円)		
区分	科目	金額
営業収益	ガス売上	20,431
	受託工事収益	6,415
営業雑益	器具販売収益	57
	その他営業雑収益	160
営業外収益	受取利息	73
	雑収益	50

支出 (単位万円)

区分	科目	金額
営業費用	ガス売上原価	9,110
	供給管理費	8,560
営業雑費用	受託工事費	5,957
	器具販売費	56
営業外費用	企業債利息及び 企業債取扱諸費	1,804
	繰延勘定償却費 雑支出	43 3



6月定例会

六月定例会市議会が、二十一日から開かれ、公平委員の選任など四議案を審議——。

いずれも原案どおり可決し、二十三日閉会されました。おもな可決議案は次のとおりです。

公平委員の選任

関根寛(諏訪木)が再任されました。関根さんの任期は四年。

採択された請願

■新飯田小学校の校舎改築について

可決された決議

■五十二年生産者米価に関する決議 稲作農業経営が維持でき

公平委員に 関根寛治さんを再任

固定資産評価審査委員の選任 渡辺美代(犬尾新田)にかわり、新たに後藤勇一郎さん(鷺ノ木新田)が選任されました。後藤さんの任期は三年です。

■庄瀬地区公民館建設について 庄瀬中学校体育館改築について

いづれの請願も、現在の建物がかく、老朽化が激しくなっていることから、一日も早く改築あるいは建設を願うものです。

る所得を保障し、農業者が不安なく生産に従事できるように、次の事項の実現を、政府に要望するものです。

■六十キロ当たり二万六千六百八十円とすること

■価格決定に当たっては、生産者米価、消費者米価の同時決定方式をとらないこと

白根警察署(☎2111)へ連絡を——。▼6月3日

①一万円②諏訪木 ▼5日 ①財布(二万一千円)②四の町 ▼6日 ①財布(六千七百一十一円)②能登 ▼10日 ①財布(六千円)②日の出町 ▼18日 ①腕時計②本町 ▼19日 ①財布(一万二千四百八十八円)②中央通り ▼22日 ①女性用腕時計②中大郷 ▼23日 ①腕時計②茨倉根 ▼25日 ①女性用腕時計②中央通り ▼26日 ①手提鞆②中央通り ▼29日 ①財布(九千三百九十五円)②五六の町

おとしもの

年金コーナー

年金係では、五十二年分(四月から五月三十一日まで)の年金保険料の免除申請を、七月三十一日まで受け付け

保険税を納めることができない.....

こんな人は七月中に手続きを

免除の対象となる人は、「失業」「失業者として所得がない」「火災や風水害などで被害を受けた」「家計が苦しい.....」などの人で、その内容が基準に当てはまれば、五十二年分分分の保険

料は納めなくてもよくなります。該当すると思われる人は、申し出てください。もし、この手続きを忘れ、保険料を滞納したときは、将来、年金がうけられないこともあり

た、免除を受けた場合、その期間の年金支給額は、納めたお気軽にどうぞ——。

詳しいことは、年金係(☎2111)へ、おたずねください。

年金相談日 毎月二十

五日(休日) 祝日のときは翌日

午前八時三十分から午後五時

まで。年金係で、いろいろな相談に応じています。

ゆくえ不明の人を捜す相談所

相談においでの際は、なるべく本人の写真や、家出当時の状況のわかる資料(身体、服装、所持品などの特徴)をご持参ください。

巡回相談所(午前9時~午後5時)	
8月1日	新発田警察署(電話2-5151)
8月3日	三条警察署(電話2-1331)
8月5日	長岡警察署(電話32-2121)

常設相談所(平日午前9時~午後5時。土曜日午前9時~午後0時30分)

上記巡回相談所開設日を除く(新潟中央警察署4階) 電話28-2121 内線510,511

テント類の貸し出し

——未成年者は保護者の承諾が——

体育係では、キャンプ用のテント類を貸し出しています。未成年者が借りるときは保護者の、学生は保護者と学校の承諾書が必要です。体育係は(☎3171)。